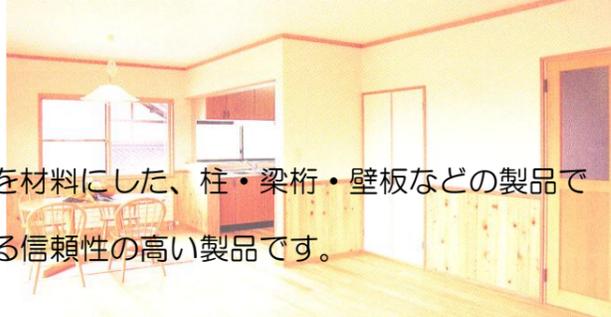


# 信頼と安心の信州木材認証製品

～環境にやさしい、健康で快適な暮らしづくりのために～

## 信州木材認証製品センターは

「信州木楽ネット」を通じて、信州の木で満足のいく家づくりを実現していただくため、県産材に取り組み、林業者・取扱店・工務店・設計事務所・県産材住宅等の情報を提供しています。また、長野県産材が消費者の要望に応える優良な木材製品（＝信州木材認証製品）として供給されるよう認証を行います。



## 信州木材認証製品は

長野県産のカラマツ、ヒノキ、スギ、アカマツ等を材料にした、柱・梁桁・壁板などの製品です。乾燥・品質・寸法等の厳しい基準をクリアしている信頼性の高い製品です。

## なぜ認証製品なの？

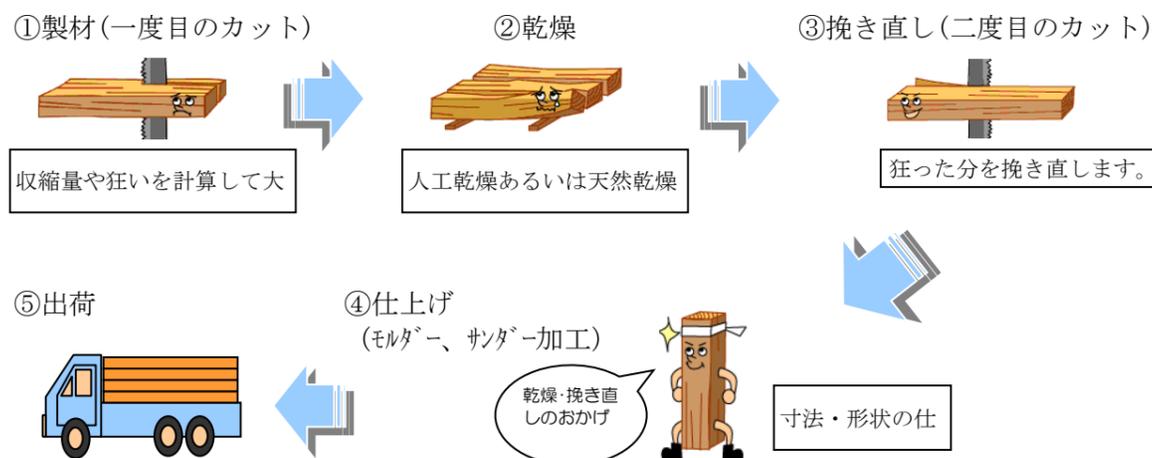
長野県産の木材製品であればどんな製品でも良いというわけではありません。「狂い」や「割れ」など多くの住宅の不具合の原因に、乾燥が不十分な木材を使用していることがあげられます。その点、認証製品は含水率が20%以下の乾燥材ですから、安心です。

## 認証マーク

センターが定める厳しい基準をクリアした製品にのみ表示が許される信州木材認証製品の証です。



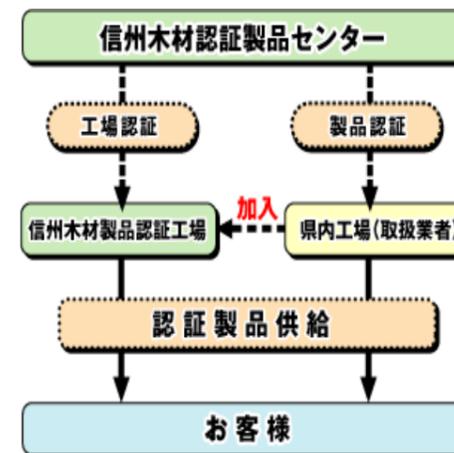
## 認証製品の製造工程



## 信州木材認証制度

信州木材認証制度には、製造工場を認証する『工場認証』と、製品を認証する『製品認証』の2つの方法があります。対象品目は、

- I 針葉樹構造用製材 [乙種]
- II 針葉樹構造用製材 [甲種] (太鼓梁含む)
- III 針葉樹造作用製材 [敷居・鴨居等造作]
- IV // [壁板]
- V フローリング [単層・複合]
- VI 家具・建具・小木工品・その原板
- VII 集成材 (家具用原板含む)
- VIII 針葉樹接着重ね梁
- IX その他 [針葉樹下地用製材、針葉樹デッキ材、針葉樹合板、LVL、木質系セメント板]



## 主な認証の基準

含水率	柱・梁桁などの構造材 : 20%以下 (カラマツ・アカマツ芯持ち材は18%以下) 敷居・鴨居などの造作材 : 18%以下 (カラマツ・アカマツ芯持ち材は18%以下) 壁板・フローリングなど内装材とすべての集 接着重ね梁 : 10±3% 下地材 : 構成エレメントが15%以下 デッキ材 : 20%以下 構造用デッキ材 : 20%以下 (カラマツ・アカマツ芯持ち材は15%以下) 板類のデッキ材 : 12±2%	いわゆる『乾燥材』
等級	等級表示がない場合 : 強度等級3級以上＝強度に影響ない程度の節あり 等級表示を行う場合 : 強度等級 (1～3級またはE50～150など) ※強度等級の表示方法 1～3級：節の大きさなどを測定して区分する指標。 人の目で確認して決める。 E50～150：材の強さを「荷重」と「たわみ」などの関係から導き出した 指標(「ヤング係数」という)。打撃式の機械などで決める。	
寸法	仕上げ・粗仕上げなどで寸法を表示 ・仕上げ：乾燥後挽き直し等の狂い修正処理及び表面・寸法仕上げがなされたもの ・粗仕上げ：乾燥後挽き直し等の狂い修正処理を行い表面・寸法仕上げがなされていないもの	

信州の木に関することはこちらへ！

信州木材認証製品センター事務局

〒380-8567 長野市大字中御所字岡田町30-16

長野県林業センター(長野県木連内)

TEL: 026-226-1471 / FAX: 026-228-0580

E-mail: spla-net@coral.ocn.ne.jp



<https://shinshu-kiraku.net/>

# 信州木材認証製品センター 概要

## 1 経緯

近年県民の間には、生活にうるおいを望む考え方が広がりつつあり、自然の素材である木の良さが見直されている。一方、県内の森林資源は成熟がすすみ、その有効な利活用がもたれている。

こうしたことから、県産材を消費者の要望に応え得る良質な製品として安定的に供給し、その需要拡大を図るため、すべての県産材製品を対象に、一定基準の品質・規格等のもと生産された製品が供給されるよう認証する「信州木材製品認証制度」を創設し、「信州木材製品認証センター」が1993年（平成5年）9月6日に構成8団体のもと設立された。（平成11年6月11日構成8団体から7団体に変更）

また、2002年（平成14年）3月25日には、信州木材製品（＝県産材）に関する情報を総合的に収集・管理し、県産材製品流通の円滑化と需要の拡大を図り、長野県の林業・木材関連産業の振興発展に寄与することを目的として会員中心の体制で「信州木材製品流通・情報センター」が設立された。

そうした状況の中で、認証センターと流通・情報センターは共に、信頼のおける高品質な県産材製品の安定的供給や需要拡大と林業・木材産業の振興を図るという共通の目的を持つことから、両センターを発展的に解散・統合し、新たに「信州木材認証製品センター」が2004年（平成16年）5月19日設立された。

## 2 目的

信州木材製品に関する情報を総合的に収集、管理し信州木材製品認証制度に関する業務を適正に実施することにより、流通の円滑化及び需用の拡大を図り、長野県の林業・木材関連産業の振興に寄与することを目的とする。

## 3 主な業務

- (1) 主としてインターネットを通じて実施する信州木材製品に係る素材、製品、住宅等の情報の収集・分析及び提供に関する事業
- (2) 信州木材製品の認証に関する事業
- (3) 信州木材製品の品質向上等に関する事業
- (4) 信州木材製品の普及啓蒙に関する事業
- (5) その他信州木材製品の需要拡大に関する事業

## 4 ホームページによる情報提供

ホームページ愛称



[アドレス]

<https://shinshu-kiraku.net/>

信州の（長野県産）森林から県産材の住宅建築までを網羅した、あらゆる情報をホームページ『信州木楽ネット』を通じて、一般ユーザーから工務店・建築士のみなさんに幅広くご提供し家づくりのお手伝いをします。

## 《主な内容》

- ・信州の木を使って家づくりを考えたい方に、健康的な家づくりのための使い方の提案や県産材についての勉強などの情報
- ・信州の木を使って住宅を建てている、こだわりの設計事務所・工務店の紹介
- ・信州の森林を守り育てている、林家・森林組合などの紹介
- ・信州産木材製品を生産・流通する会社と取扱製品の紹介
- ・信州木材認証製品の情報
- ・信州木材製品の規格や価格の情報
- ・その他、イベント情報やお問合せ相談等にのります。

## 5 認証制度の概要

信州木材製品認証制度は、製品を認証する【製品認証】と製造工場を認証する【工場認証】がある。

### (1) 認証の方法

認証の方法として以下の2通りがある。

【製品認証】：長野県内の製材工場等が加工・製造する、または木材業者が取り扱う認証対象品目の県産材製品について、認証製品センターが検査し、認証基準（乾燥・品質・寸法等）が適合すると認められた場合、この製品のみを認証する。

この製品には認証ラベルを貼付することが認められ、販売することができる

【工場認証】：長野県内の製材工場等が一定の基準（設備機械、施設、製造管理体制、品質管理体制、認証技術員等）を満たしたうえで、認証対象品目の県産材製品が認証基準に適合すると認められた場合、センターはこの工場を認証する。この工場が認証基準に基づき製造した製品は、認証製品とみなされ、認証ラベル・スタンプを貼付することが認められ、販売することができる。

### ※県外工場による認証の場合

- 1 製品認証のみの対応とする。
- 2 県内で生産していない認証品目について、県外での製造も対象とできる。
- 3 県外において信州木材製品の製造を行いものは、準会員として入会する。

### (2) 対象品目

長野県産材製品（カラマツ・ヒノキ・アカマツ・スギ等）

- I 針葉樹構造用製材（乙種構造材）
- II 針葉樹構造用製材（甲種構造材）
- III 針葉樹造作用製材（敷居・鴨居等）
- IV 〃（壁板）
- V フローリング
- VI 家具・建具・小木工品・その原板
- VII 集成材（構造用（大断面、中断面、小断面）、造作用等すべての製品、家具用原板）
- VIII 針葉樹接着重ね梁
- IX その他（針葉樹下地用製材、針葉樹デッキ材、針葉樹合板、LVL）

※但し、上記（I～IX）品目で樹種ごととする。

### (3) 認証基準

対象品目ごとに認証基準があり、詳細については別添「信州木材製品認証基準」のとおりとする。

### (4) 申請の流れ

- ア) 工場認証の申請の流れ----- [別紙1]
- イ) 製品認証の申請の流れ----- [別紙2]
- ウ) 県外工場の申請の流れ----- [別紙3]

### (5) 認証の表示

認証の表示として、認証ラベル・スタンプを貼るが、表示方法として2通りがある。

- 等級区分をして等級を表示する。
- 等級区分をせずに認証ラベル・スタンプのみを貼付し最低限の基準を満たしていることを示す。

- (6) 検査体制等信頼性の確保
  - (ア) 四半期毎の自社の認証技術員による定例検査
  - (イ) 年1回以上のセンター認証検査員による現地検査
  - (ウ) センターにクレーム情報の受付窓口を設置
    - ・原則として、製品については出荷工場が責任を持つ。
    - ・認証センターの指導に従わない場合は認証の取消しなど厳しく対応する。
    - ・クレーム対策室の設置（認証製品に対してクレームがあった場合、現地へ行き状況を確  
認し対応を考える場所）
  - (エ) 認証検査員等
    - 認証検査員・アドバイザーによる体制
      - 認証検査員：県に依頼
      - 認証アドバイザー：林業総合センター、工業技術総合センターに依頼

## 6 証明方法

- (1) 「認証製品が県産材である」ことの証明方法
  - ◆工場認証製品・製品認証製品 [共通]
    - ・別紙4の「県産材証明書」又は別紙5「県産材産地証明書」及び伝票類をセンターへ提出  
することで信頼性を確保する。
      - 別紙4は、原則として認証製品製造工場へ納材した業者が作成する。  
証明書には素材生産業者、流通業者、事前加工業者などその製品にかかわった業者  
を全て記載し流通経路も明らかにしておく。出どころの分からない木材は県産材と  
認めない。
      - 県森連等の市場において、県外産素材の分別管理の徹底を図り、県産材産地証明書  
の信頼性を高める。
- (2) 「認証製品である」ことの証明方法
  - ①工場認証製品の場合
    - ・別紙6の「出荷証明書」または認証マークの貼付による証明。
  - ②製品認証製品の場合
    - 出荷製品ごとに検査を行い、センターが検査後に発行する「信州木材製品認証検査報告書」  
(別紙7)並びに「出荷証明書」(別紙8)をもって、認証製品であることの証明とする。

## 7 製品センターの主な業務

- インターネット等による情報の収集・発信提供
- 理事会・総会・役員会・運営委員会・価格検討委員会等諸会議の開催
- 製品認証及び工場認証の検査・調査・審査等
- 品質管理・指導
- 出荷証明書の発行及び管理
- 認証ラベル・スタンプ等の発行及び管理
- 検査器具等の管理
- 認証製品の普及宣伝、各種フェア等への参加
- 工場間、消費者、建築士、建築事務所等の連携・協調

## 8 認証審査委員会の主な業務

- (認証審査委員会委員 別添のとおり)
- 認証申請工場の審査
  - 製品認証の審査
  - 認証制度・認証基準等の検討
  - その他必要な事項

## 9 認証検査員の主な業務

(認証検査員・アドバイザー 別添のとおり)

- 製品認証検査・報告
- 新規工場の調査・報告
- 認証工場の検査・報告 (年1回以上)
- 検査器具等の管理
- その他必要あるもの

## 10 運営委員会の主な業務

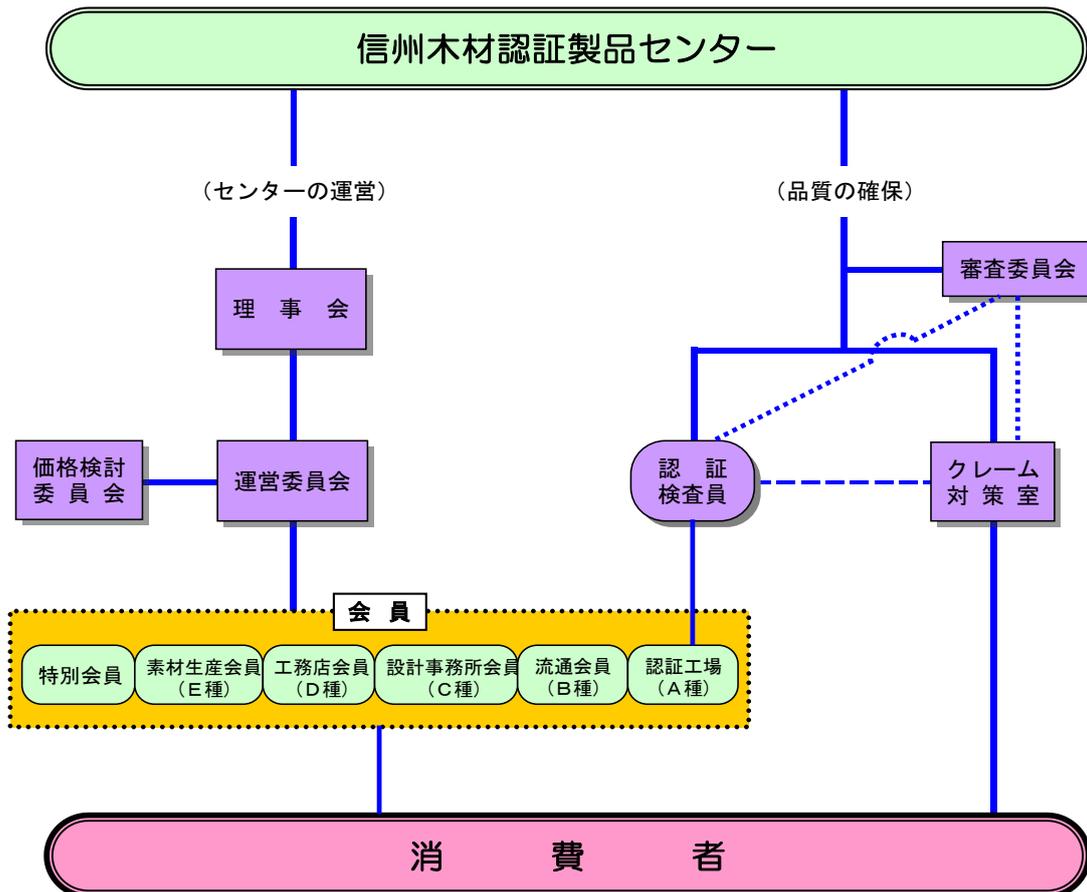
(運営委員会委員 別添のとおり)

- 素材・製品・住宅等に関する情報の収集、分析、提供
- ホームページ画面、内容等の検討
- 標準的な価格等に関する検討
- 信州木材製品の普及啓発
- その他

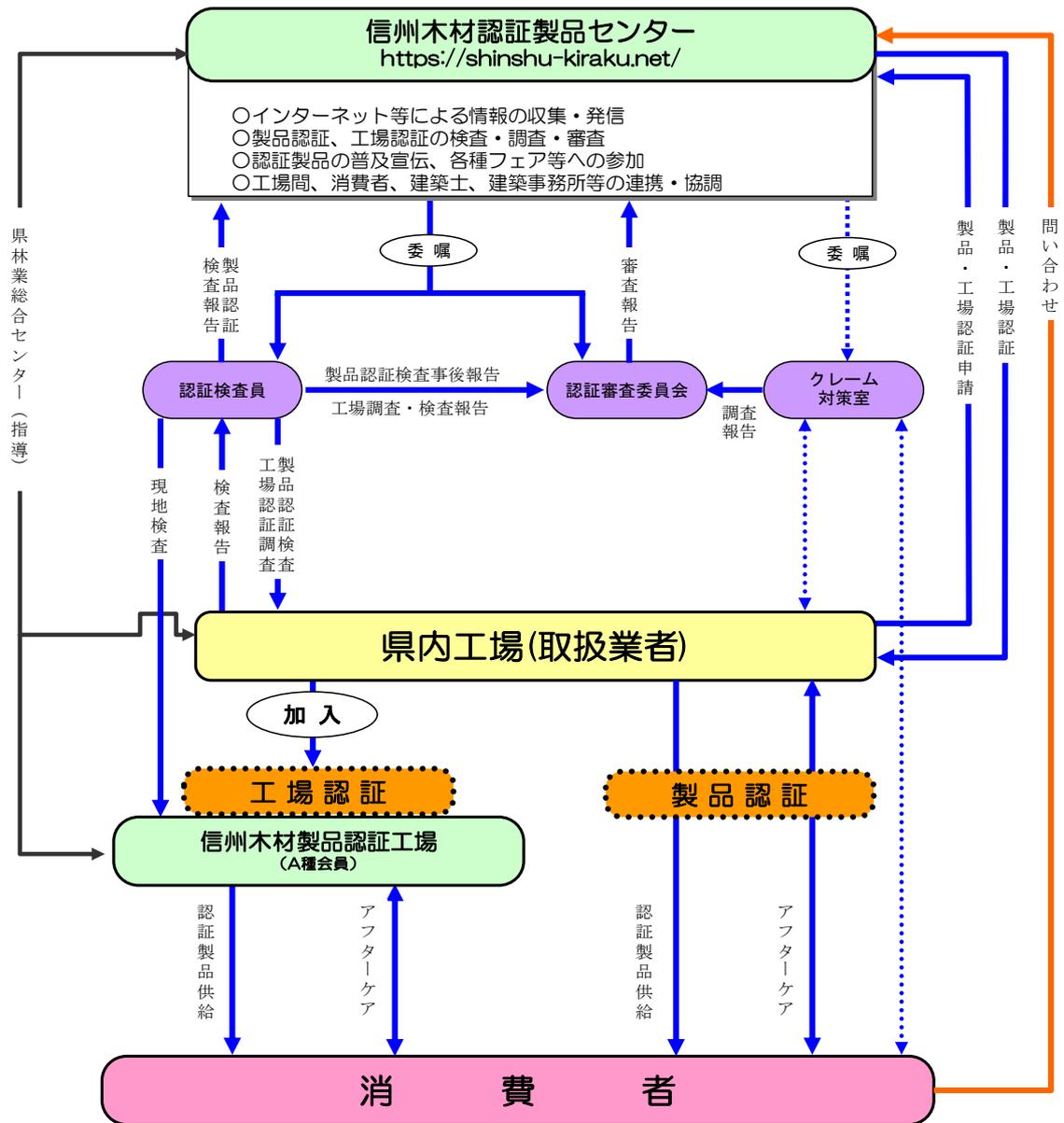
## 11 価格検討委員会の主な業務

- 標準的な価格等に関する検討
- その他

## 12 認証製品センター組織体系



# 13 認証制度フロー図



# 14 認証ラベル及び認証スタンプ

(1) 表示の仕方

ラベル又はスタンプは、原則梱包毎に貼付が可能であり、需要側の求めに応じて貼付する。

■工場認証

ラベル又はスタンプ、出荷証明書とする。

■製品認証

ラベル、検査結果報告書(出荷証明書)とする。

(2) 認証マーク



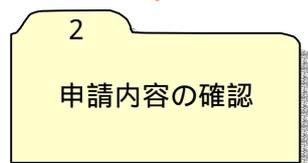
## 工場認証申請の手続きについて



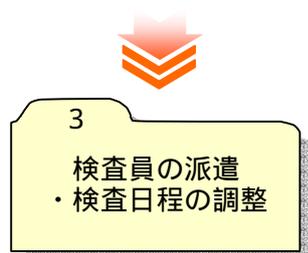
工場認証を受けようとする製造工場は、下記事項を満たしていること。

- 信州木材認証製品センターに加盟できること。
- 長野県産材製品を製造・加工できること。
- 「信州木材製品認証工場の備えるべき要件」を満たしていること。
- 工場に品質管理担当者を1名以上配置していること。(無資格)

上記事項を満たしたうえで、**様式3号「信州木材製品認証工場申請書」**に必要事項を記入の上、申請する。



製品センターは、製品認証を受けようとする者から申請を受けたら、申請書の内容等を確認し、不備がある場合は申請者へ連絡をし確認する。



申請内容が確認できたら、認証検査員に連絡をし日程の調整をする。日程が決まったら、申請者にその旨を連絡する。

申請工場は、検査日までに申請した全製品を用意し、自主検査をしておくこと。



現地へ認証検査員・アドバイザー等が行き、検査を実施する。

検査は、検査項目並びに認証基準に定められた検査を実施する。  
検査は、検査員とアドバイザーの2名以上で現地へ行く。



認証検査員は、検査した結果等を申請者に伝える。

認証検査員は、検査結果（検査記録表等）様式に沿って製品センターへ報告する。



製品センターは、審査委員会を必要に応じて開き、申請書及び現地調査報告書等をもとに、申請工場の審査を行う。

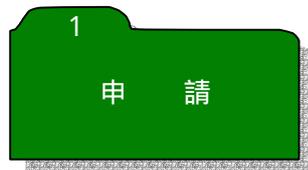
審査結果（合格・不合格）を申請工場へ通知する。



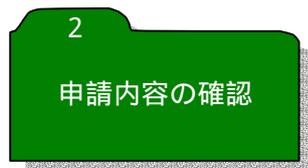
製品センターは、合格と認められた申請工場に、「認証工場認証書」を交付する。

認証料等の経費について請求をする。

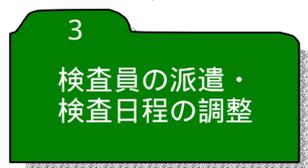
## 製品認証申請の手続きについて



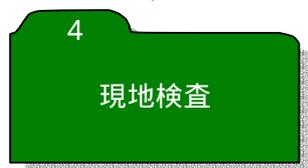
製品認証を受けようとする者は、製品出荷予定日の2～3週間前までに、製品センター事務局へ問合せ・相談をし、様式1号の「信州木材製品認証申請書等」に必要事項を記入の上、申請する。  
「県産材証明書」を添付すること。



製品センターは、製品認証を受けようとする者から申請を受けたら、申請書の内容等を確認し、不備がある場合は申請者へ連絡をし確認する。



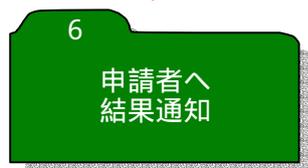
申請内容が確認できたら、認証検査員に連絡をし日程の調整をする。日程が決まったら、申請者にその旨を連絡する。  
申請工場は、検査日までに申請した全製品を用意し、自主検査をしておくこと。



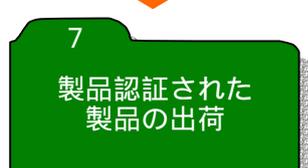
現地へ認証検査員が行き、まず申請品目（数量等）を申請者と確認をしたうえ検査を実施する。  
検査は、検査項目並びに認証基準に定められた検査を実施する。  
検査は、検査員とアドバイザーの2名以上で現地へ行く。



認証検査員は、検査した記録等をもとに、最後に現場で検査結果・判定を申請者に伝える。  
認証検査員は、検査結果（検査記録表等）を製品センターへ報告する。



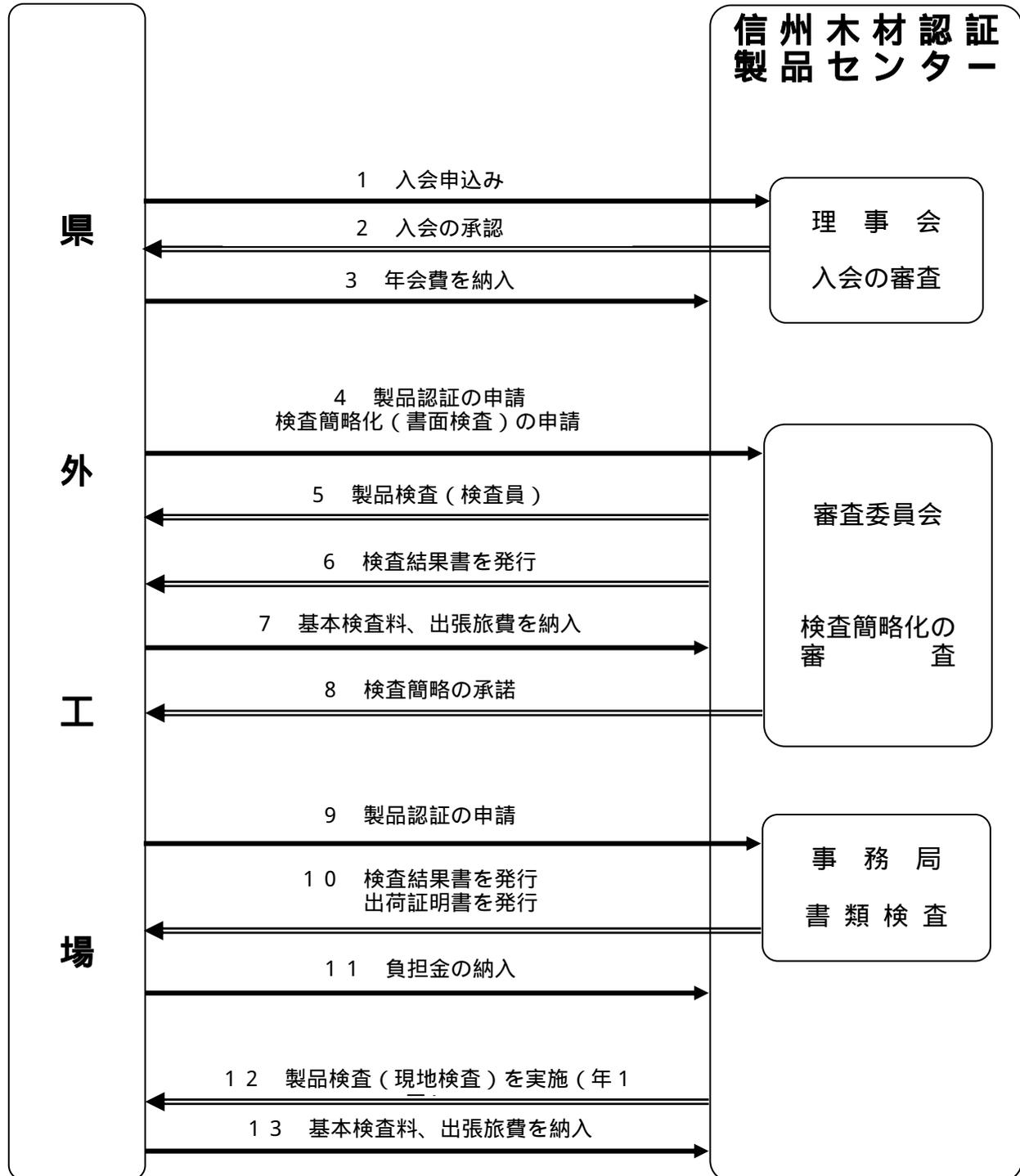
製品センターは、判定通知書 様式2号「信州木材製品認証検査報告書」を申請者へ通知する。  
合格の場合は、認証ラベル等も一緒に送る。  
不合格の場合は、再度認証する必要がある。



申請製品が合格であれば、その製品に認証ラベルを貼り製品を出荷する。

## 県外工場による製品認証の流れ

県外において信州木材製品の製造を行うものは準会員として入会する。  
 県内で生産していない品目については県外での製造も対象とできる。



# 長野県産材証明書

信州木材認証製品センター理事長 殿

(納材業者)  
令和 年 月 日  
住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(登録番号 - )

下記木材については、長野県内より生産されたものであることを証明します。

## 記

### 1 納品した木材の生産地等

樹種名	
林令	
生産数量	
生産地	市町村 番地
	林班 小班
森林所有者氏名	

### 2 納品した木材の流通経路

取扱区分 (素材生産、木材販売、1次加工等)	業者名	取扱量
	(登録番号 - )	m <sup>3</sup>
	(登録番号 - )	m <sup>3</sup>
	(登録番号 - )	m <sup>3</sup>

※全ての取引を証明する書類の写し(売買契約書、送付状、納品書)を添付すること。

(様式1—1)

別紙5

# 県産材産地証明書

殿

令和 年 月 日

(納材市場) 住所  
会社名  
代表者名

下記木材は長野県産であることを証明します。

記

納材者		〔氏名又は名称 及び代表者名〕
樹種	規格・仕様・産地	



# 信州木材認証製品出荷証明書

SWCP 番

令和 年 月 日

(施工業者又は納品先業者) 殿

信州木材認証製品センター  
理事長

下記の木材製品は、信州木材認証工場が信州木材製品認証基準に基づき製造した製品であることを証明します。

## 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 施工業者
- 4 納品先
- 5 ー 認証 No.: N-  
生 認証工場名:  
産 所在地:  
者 代表者:  
ー 認証技術員:

## 6 数量 (集計)

### ■ 認証製品

製品の区分	樹種	数量	単位
I 針葉樹構造用製材：乙種 (柱等縦使い)			m <sup>3</sup>
II 針葉樹構造用製材：甲種 (梁、桁等横使い)			m <sup>3</sup>
III 針葉樹造作用製材 (敷居、鴨居等造作)			m <sup>3</sup>
IV 針葉樹造作用製材 (壁板)			m <sup>2</sup>
V フローリング			m <sup>3</sup>
VI 家具、建具、小木工品、その原板			m <sup>2</sup>
VII 集成材			m <sup>3</sup>
VIII 接着重ね梁			m <sup>3</sup>
IX その他 (針葉樹下地材)			m <sup>3</sup>
IX その他 (針葉樹デッキ材)			m <sup>3</sup>
計			m <sup>3</sup> m <sup>2</sup>

## 7 添付書類

- (1) 内 訳：別紙「内訳書」のとおり
- (2) 県産材証明書：別紙「県産材証明書」のとおり

# 信州木材製品認証検査報告書

信認製第 号  
令和 年 月 日

殿

信州木材認証製品センター  
理事長 印

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、信州木材製品認証基準を満たし、信州木材認証製品として認められますので通知します。

(令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、信州木材製品認証基準を満たさず、信州木材認証製品として認められませんので通知します。)

記

## 1 製品認証申請製品等

製品の種類 (認証対象品目)	樹 種	数量 (m3、m2)	備 考
I 針葉樹構造用製材：乙種 (柱等縦使い)			
II 針葉樹構造用製材：甲種 (梁、桁等横使い)			
III 針葉樹造作用製材 (敷居、鴨居等造作)			
IV 針葉樹造作用製材 (壁板)			
V フローリング			
VI 家具、建具、小木工品、その原板			
VII 集成材			
VIII 針葉樹接着重ね梁			
IX その他 針葉樹下地材			
” 針葉樹デッキ材			
” 針葉樹合板			
計			

## 2 出荷責任者氏名

## 3 工場の所在地及び名称

所在地：

名 称：

## 4 検査年月日

令和 年 月 日 曜日

## 5 検査員等

認証検査員：

アドバイザー：

## 7 検査結果

別紙のとおり

## 6 認証ラベル (別添)

— 枚

※確認事項：認証ラベルは今回認証された製品のみ貼付してください。  
認証製品以外への貼付、または貴社製品の普及宣伝に用いることはできません。



# 信州木材認証製品出荷証明書

(製品認証)

令和 年 月 日

殿

信州木材認証製品センター  
理事長

下記の木材製品は、令和 年 月 日付けで製品認証申請があり、信州木材製品認証基準に基づき令和 年 月 日に製品認証検査を実施した結果、合格したので証明します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 施工業者
- 4 納品先
- 5 検査年月日 令和 年 月 日
- 6 生産者  
工場名：  
所在地：  
代表者：  
出荷責任者：

7 数量(集計)

■ 認証製品

製品の区分	樹種	数量	単位
I 針葉樹構造用製材：乙種（柱等縦使い）			m <sup>3</sup>
II 針葉樹構造用製材：甲種（梁、桁等横使い）			m <sup>3</sup>
III 針葉樹造作用製材（敷居、鴨居等造作）			m <sup>3</sup>
IV 針葉樹造作用製材（壁板）			m <sup>2</sup>
V フローリング			m <sup>3</sup>
VI 家具、建具、小木工品、その原板			m <sup>2</sup>
VII 集成材			m <sup>3</sup>
VIII 針葉樹接着重ね梁			m <sup>3</sup>
IX その他 針葉樹下地材			m <sup>3</sup>
〃 針葉樹デッキ材			m <sup>3</sup>
計			m <sup>3</sup> m <sup>2</sup>

8 添付書類

- (1) 信州木材製品認証検査報告書